

平成22年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その2)

区 分	件 名	概 要											
<p>◎予算 (1件) 総務部</p> <p>◎条例案 (8件) 総務部</p>	<p>【1】平成21年度三重県一般会計補正予算(第14号) (国交付金の追加内示等に伴う補正予算)</p> <p>【2】 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>【3】 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<table border="1" data-bbox="703 376 1326 568"> <tr> <td>予 算</td> <td>1件</td> <td rowspan="5">議案 11件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11件</td> </tr> </table> <p>(注) 現段階での予定案件であり、今後若干の変更がある場合がある。</p> <p>労働基準法及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正にかんがみ、職員の時間外勤務手当等に関し所要の規定を整備するものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 月に60時間を超える時間外勤務を行った職員には、その60時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(2) 勤務時間条例に規定する時間外勤務代休時間を指定され、当該時間外勤務代休時間に勤務しなかった職員には、その時間外勤務代休時間に相当する時間外勤務手当は支給しない。</p> <p>労働基準法及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正にかんがみ、職員の勤務時間、休暇等に関し所要の規定を整備するものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 月に60時間を超える時間外勤務を行った職員に対して、その60時間を超えて勤務した時間に係る時間外勤務手当の一部の支給に代えて時間外勤務代休時間を与えることができるものとする。 	予 算	1件	議案 11件	条 例 案	8件	その他議案	2件	報 告	1件	計	11件
予 算	1件	議案 11件											
条 例 案	8件												
その他議案	2件												
報 告	1件												
計	11件												

区 分	件 名	概 要
健康福祉部	<p>【4】 三重県試験研究機関関係 衛生試験手数料条例の一 部を改正する条例案</p> <p>【5】 三重県保健所手数料条例 の一部を改正する条例案</p>	<p>健康保険法の規定による診療報酬の算定方法の改正にかん がみ、手数料の額の規定を整備するものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>健康保険法の規定による診療報酬の算定方法の改正にかん がみ、手数料の額の規定を整備するものである。 (平成22年4月1日から施行)</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【6】 三重県県税条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地方税法の一部改正等に伴い、県民税、事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税等についての規定を整備するものである。 (平成22年4月1日(一部平成22年6月1日、平成22年10月1日、平成23年1月1日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 個人の県民税 一部の扶養控除の廃止に伴い、扶養親族に係る申告書の提出に関する規定を新設する。</p> <p>(2) 法人の事業税 清算中の法人に対する所得割の課税について、清算所得に対する課税を廃止し、通常所得に対する課税を行う。</p> <p>(3) 県たばこ税 平成22年10月1日以降に売渡し等が行われる製造たばこについて、税率を引き上げる。</p> <p>① 旧3級品以外の製造たばこ 千本につき 1,074円 → 1,504円(430円の引上げ)</p> <p>② 旧3級品の製造たばこ 千本につき 511円 → 716円(205円の引上げ)</p> <p>(4) ゴルフ場利用税 スポーツ振興を目的として三重県及び財団法人三重県体育協会が共同して主催する競技会に係るゴルフ場利用税の課税を免除する制度を新設する。</p> <p>(5) 自動車取得税</p> <p>① 10年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率を維持する。</p> <p>② 環境への負荷の少ない自動車(新車に限る。)に係る特例措置について、その対象に一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものを追加する。</p> <p>③ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車(新車以外)及びディーゼル車(新車以外)に係る特例措置について、その対象に一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものを追加するとともに、適用期限を延長する。</p> <p>(6) 軽油引取税</p> <p>① 10年間の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率を維持する。</p> <p>② 原油価格の高騰が続いた場合に本則税率を上回る部分の課税を停止する制度を新設する。</p> <p>(7) 自動車税 環境負荷の小さい自動車の税負担を軽減し、環境負荷の大きい自動車の税負担を大きくする「自動車税のグリーン化」について、軽減措置の対象にプラグインハイブリッド車を追加する等の見直しを行った上で適用期限を延長するとともに、重課措置についても継続して実施する。</p> <p>(8) その他規定を整備する。</p>
	<p>〈参 考〉</p> <p>○ 地方税法第3条第1項の規定により、県税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定めるには、地方団体の条例によらなければならないとしていることから、地方税法の一部改正等に伴う規定の整備をするものである。</p>	

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【7】 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>労働基準法及び一般職の職員の給与に関する法律の一部改正にかんがみ、公立学校職員の時間外勤務手当等に関し所要の規定を整備するものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 月に60時間を超える時間外勤務を行った公立学校職員には、その60時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(2) 勤務時間条例に規定する時間外勤務代休時間を指定され、当該時間外勤務代休時間に勤務しなかった公立学校職員には、その時間外勤務代休時間に相当する時間外勤務手当は支給しない。</p>
	<p>【8】 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>労働基準法及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正にかんがみ、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関し所要の規定を整備するものである。 (平成22年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>・ 月に60時間を超える時間外勤務を行った公立学校職員に対して、その60時間を超えて勤務した時間に係る時間外勤務手当の一部の支給に代えて時間外勤務代休時間を与えることができるものとする。</p>
	<p>【9】 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案</p>	<p>公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に伴い、授業料等に関する規定を整備するものである。 (公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行の日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 県立高等学校の授業料は、不徴収とする。ただし、次の者については、授業料を徴収するものとする。</p> <p>① 専攻科に在籍する者</p> <p>② 聴講生(全日制の課程のうち単位制による課程、定時制の課程又は通信制の課程において、特定の科目を1年間に10単位以下履修する者で、高等学校に在籍していないもの)</p> <p>(2) その他規定を整備する。</p>
<p>(参考)</p> <p>○ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案</p> <p>第3条 学校教育法第6条本文の規定にかかわらず、公立高等学校については、授業料を徴収しないものとする。ただし、授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 国は、公立高等学校における教育に要する経費のうち、前項の規定の適用がないとしたならば地方公共団体が徴収することとなる授業料の月額標準となるべき額として政令で定める額(第6条第3項において「公立高等学校基礎授業料月額」という。)を基礎として政令で定めるところにより算定した額に相当する金額を地方公共団体に交付する。</p>		

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (2件) 県土整備部	<p>【10】 工事請負契約について</p> <p>【11】 工事請負契約について</p>	<p>一般国道167号第二伊勢道路(2号トンネル(仮称)堅神工区)国補道路改良工事</p> <p>○場所 鳥羽市河内町地内～堅神町地内</p> <p>○契約金額 3,528,000,000円</p> <p>○契約方法 一般競争入札</p> <p>○請負者住所氏名 津市末広町30番20号 間・山野・亀川特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社間組三重営業所 所長 野々目 雄一</p> <p>○工事の概要 トンネル工 L=1,657m</p> <p>一般国道167号第二伊勢道路(2号トンネル(仮称)河内工区)国補道路改良工事</p> <p>○場所 鳥羽市河内町地内</p> <p>○契約金額 2,802,450,000円</p> <p>○契約方法 一般競争入札</p> <p>○請負者住所氏名 津市西丸之内21番19号 熊谷・徳倉・中島特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社熊谷組三重営業所 所長 押田 哲男</p> <p>○工事の概要 トンネル工 L=1,603m</p>